悪質建物に対する処分 厳しく! - 西日本防災システム

2012. 10. 20.

今年5月に発生した福山市のホテル火災を受けて、消防庁は指導に従わない悪質な防火対象物の 所有者に建物の使用禁止命令などの行政処分で厳しく対処する方針を発表しました。

消防法に違反する建物の所有者に行政処分を行う際のマニュアルを今年中に改正するとのことです。 ホテル火災詳細 二

マニュアルでは処分の判断基準が明確に規定されるようです。(点検未実施等)

きっかけとなった福山市のホテルでは、1981年から2003年までの22年間、屋内消火栓設備の 非常電源を備えていなかったり、消防用設備の点検や避難訓練を行っていなかったり、違反を繰り 返していました。しかし所轄本部は違反の改修指示は行っていましたが、通常の慣例に従い、使用 禁止命令などの処分は行っていませんでした。

今までのマニュアルでは基準が明確に示されておらず、各消防本部が判断を下しにくかったことが あるようです。

厳しく規制されないと 直せないの? ひとたび火災が発生すると とんでもないことになる用途である事を もっと もっと 認識していただきたいです。 *わたくしの独り言で一す!*



